

災害・オウム対策調査特別委員会 報告資料

令和4年10月14日

報告事項件名	頁
1 令和4年度第1回北千住駅前・綾瀬駅等滞留者対策推進合同協議会の実施について	2
2 防災備蓄（食糧）の購入について	14
3 【追加】旧入谷南小学校跡地に係る災害対策拠点施設の整備について	15
4 【追加】区施設における放射線量低減対策（地中埋設）を行った箇所 の再測定について	18

(危機管理部)

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和4年10月14日

件名	令和4年度第1回北千住駅前・綾瀬駅等滞留者対策推進合同協議会の実施について								
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課								
内容	<p>令和4年度第1回北千住駅前・綾瀬駅等滞留対策推進合同協議会の実施について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和4年度第1回合同協議会</p> <p>当初対面での実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮し、書面開催とした。協議会の実施内容は以下のとおりである。</p> <p>(1) 日程 令和4年8月10日(水)から8月31日(水)</p> <p>(2) 参加協議会員 (別紙1参照)</p> <p>(3) 実施内容</p> <p>ア 令和3年度の活動報告</p> <p>(ア) 新体制の検討</p> <p>(イ) 自助・共助・公助のルール of 検討</p> <p>(ウ) 駅周辺事業者との意見交換</p> <p>(エ) オンライン説明会の実施</p> <p>イ 審議事項について (別紙2参照)</p> <p>(ア) 審議事項1「協議会の組織体制の見直し」 実効性のある対策がとれる協議会とするため組織体制を見直す。</p> <p>(イ) 審議事項2「都市安全確保促進計画の修正」(別紙3参照) 北千住駅周辺地域及び綾瀬駅周辺地域の都市安全確保促進計画の内容の更新を行った。</p> <p>(ウ) 審議事項3「計画体系の見直し」 各計画類の位置づけを明確化するため、新しい「北千住ルール・綾瀬ルール」と行動指針を策定し、計画体系を見直す。</p> <p>ウ 令和4年度以降の活動(案)</p> <p>(4) 実施結果 承認</p> <p>2 今後の予定(別紙4参照)</p> <table border="1" data-bbox="422 1736 1385 1955"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年11月</td> <td>意見交換方式の図上訓練</td> </tr> <tr> <td>令和5年2月</td> <td>ロールプレイング方式の図上訓練</td> </tr> <tr> <td>令和5年度中</td> <td>東京都との合同での実動訓練</td> </tr> </tbody> </table>	日程	内容	令和4年11月	意見交換方式の図上訓練	令和5年2月	ロールプレイング方式の図上訓練	令和5年度中	東京都との合同での実動訓練
日程	内容								
令和4年11月	意見交換方式の図上訓練								
令和5年2月	ロールプレイング方式の図上訓練								
令和5年度中	東京都との合同での実動訓練								
今後の方針	引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に注視しながら、図上訓練などの実施方法などを検討していく。								

令和4年度第1回北千住駅前滞留者対策推進合同協議会 参加協議会員一覧

1 北千住駅前滞留者対策推進協議会

番号	委員名	備考
1	東日本旅客鉄道株式会社 北千住駅	公共交通事業者
2	東武鉄道株式会社 北千住管区	公共交通事業者
3	東京地下鉄株式会社 北千住駅務管区	公共交通事業者
4	首都圏新都市鉄道株式会社 北千住駅務管理所	公共交通事業者
5	株式会社ルミネ 北千住店	商業施設事業者及び商店会
6	株式会社ルミネクリエーツ 北千住営業所	商業施設事業者及び商店会
7	株式会社丸井	商業施設事業者及び商店会
8	ヨークフーズ千住店	商業施設事業者及び商店会
9	足立区商店街振興組合連合会	商業施設事業者及び商店会
10	足立市街地開発株式会社	その他駅周辺事業者
11	北千住都市開発株式会社	その他駅周辺事業者
12	足立区生涯学習振興公社	その他駅周辺事業者
13	あだち学びときずな創造事業体	その他駅周辺事業者
14	足立区社会福祉協議会	その他駅周辺事業者
15	足立区勤労福祉サービスセンター	その他駅周辺事業者
16	一般財団法人 海外産業人材育成協会	その他駅周辺事業者
17	共立・キョードー東京大星ビル管理共同事業体	その他駅周辺事業者
18	株式会社NTT東日本一南関東	その他駅周辺事業者
19	足立成和信用金庫 本店・本部	その他駅周辺事業者
20	城北信用金庫 足立支店	その他駅周辺事業者
21	みずほ銀行 千住支店	その他駅周辺事業者
22	野村証券株式会社 千住支店	その他駅周辺事業者
23	学校法人 足立学園	その他駅周辺事業者
24	学校法人 潤徳学園	その他駅周辺事業者
25	学校法人 東京電機大学	その他駅周辺事業者
26	株式会社似鳥工務店	協力機関
27	足立区千住区民事務所	行政機関
28	千住警察署	行政機関
29	千住消防署	行政機関
30	足立区政策経営部報道広報課	オブザーバー
31	東京都建設局第六建設事務所	オブザーバー
32	国土交通省関東地方整備局	オブザーバー
33	東京都総務局総合防災部防災管理課	オブザーバー
34	足立区危機管理部総合防災対策室災害対策課	行政機関・事務局

2 綾瀬駅等滞留者対策推進協議会

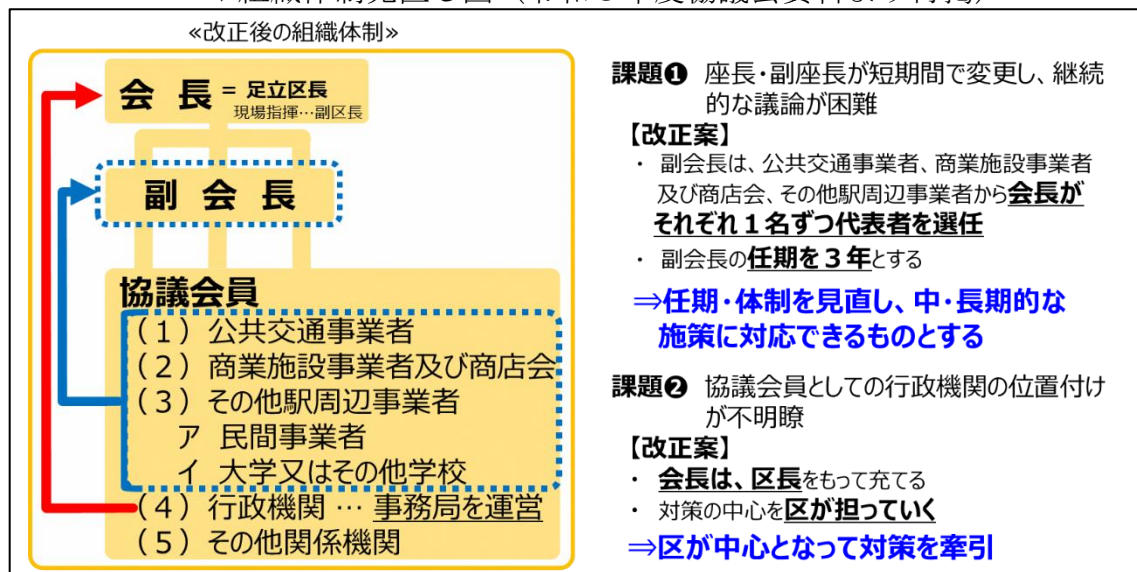
番号	委員名	備考
1	東京地下鉄株式会社 北千住駅務管区 綾瀬駅	公共交通事業者
2	株式会社イトーヨーカ堂 綾瀬店	商業施設事業者及び商店会
3	株式会社東急ストア 綾瀬店	商業施設事業者及び商店会
4	足立区商店街振興組合連合会	商業施設事業者及び商店会
5	東京武道館	その他駅周辺事業者
6	東京都立城東職業能力開発センター	その他駅周辺事業者
7	東綾瀬公園サービスセンター	その他駅周辺事業者
8	株式会社エム・ワイ・カンパニー	その他駅周辺事業者
9	足立区東綾瀬区民事務所	行政機関
10	足立警察署	行政機関
11	綾瀬消防署	行政機関
12	足立区政策経営部報道広報課	オブザーバー
13	東京都建設局第六建設事務所	オブザーバー
14	国土交通省関東地方整備局	オブザーバー
15	東京都総務局総合防災部防災管理課	オブザーバー
16	足立区危機管理部総合防災対策室災害対策課	行政機関・事務局

令和4年度 第1回 北千住駅前・綾瀬駅等滞留者対策推進合同協議会 審議事項について

1 組織体制の見直し

協議会の進行および駅前滞留者対策を牽引していくため、さらに、これまでの協議会での検討内容を活かしながら、国庫補助金などの予算を担保・活用し、実効性のある対策がとれる協議会とするため、**協議会会長には足立区長を充てる**こととする。副会長には、**公共交通事業者、商業施設事業者及び商店会、その他駅周辺事業者**から会長がそれぞれ**1名ずつ選任**し、**3年の任期**を設ける。

▽組織体制見直し図（令和3年度協議会資料より再掲）



2 都市安全確保促進計画の修正

(1) 都市安全確保促進計画について

ア 「都市安全確保促進計画」は、ターミナル駅周辺をはじめとする人口・機能集積エリアの防災機能強化を促進するための計画。

イ 足立区では、北千住駅・綾瀬駅周辺地域で計画を定め、国と連携してソフト・ハード対策を進める。

(2) 修正事項について

ア 名称を現行の「都市安全確保促進計画」から、他自治体の計画と同様に「**エリア防災計画**」と修正。

イ 令和4年度は、災害用デジタルサイネージの整備など、ハード対策の進捗等について**内容の更新**。

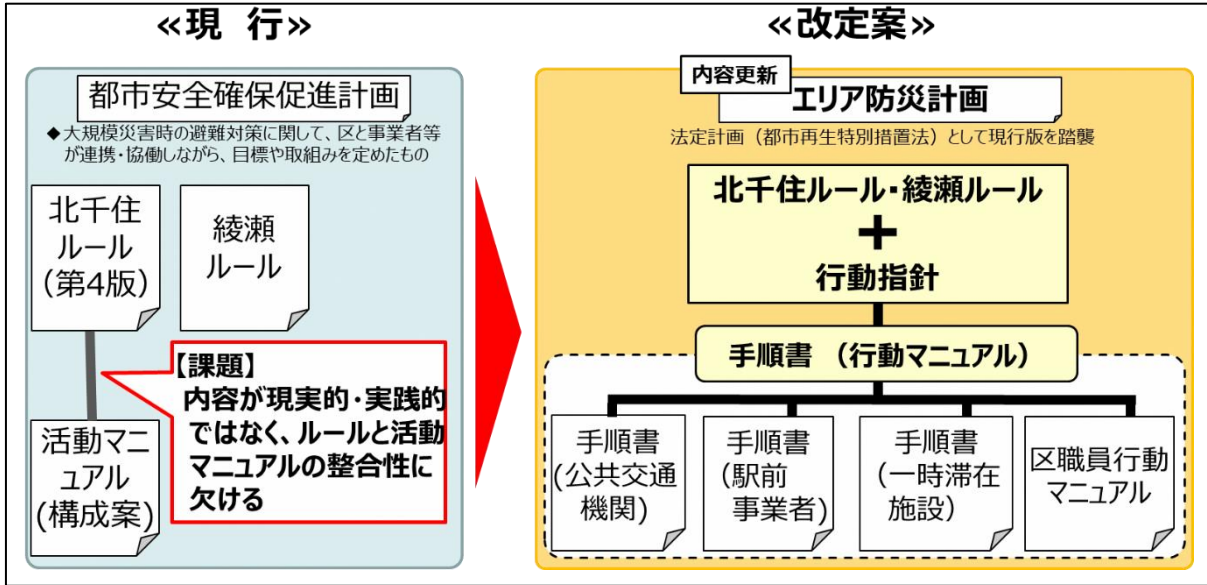
ウ 令和5年度以降は、東京都の新たな被害想定および「東京都地域防災計画」の改定を踏まえた見直しや、協議会活動の成果の反映が見込まれるため、計画構成の再検討も含む**大幅な修正を予定**。

3 計画体系の見直し

(1) 計画体系の見直し

各計画類の位置付けを明確化するため、「北千住ルール・綾瀬ルール実践のための行動指針」を作成し、行動指針に基づく手順書を策定するよう、計画体系を見直し。

▽計画体系見直し図（令和3年度協議会資料より再掲）



(2) 北千住ルール・綾瀬ルール実践のための行動指針

「北千住ルール・綾瀬ルール実践のための行動指針」では、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（平成27年3月、内閣府）」に基づき、「**自助**」「**共助**」「**公助**」の視点を取り入れた、「**新しい北千住ルール・綾瀬ルール**」を策定。

さらに、新しいルールのもと、各団体が共通の認識をもって行動できるよう、**行動指針を作成**し、災害時に誰が何をするのか、時系列で整理。

新しい北千住ルール・綾瀬ルール（案）

- ルール1 大規模地震で電車が止まったら、一斉帰宅抑制(自助)
- ルール2 地域で協力して駅前の混乱を防ぐ・駅前滞留者の安全を確保する(共助)
- ルール3 区は現地本部から協議会の指揮・サポートをする(公助)



新旧対照表（北千住駅周辺地域 都市安全確保促進計画）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現 行
北千住駅周辺地域 エリア防災計画	北千住駅周辺地域 都市安全確保促進計画
<p>1. 北千住駅周辺地域における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針</p> <p>1-1 エリア防災計画の意義・目標</p> <p>1-2 エリア防災計画の作成及び実施体制 <u>エリア防災計画</u>の作成と実施については、足立区と北千住駅前滞留者対策推進協議会等が連携して行う。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>1-3 想定する被害シナリオ</p> <p>1-3-2 災害時に発生する事象と対策の方向性</p> <p>1-3-2-1 一時退避スペース（敷地内の空地等）に係る検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定される滞留者数 <u>令和3年度</u>に改定した足立区地域防災計画で……… 一時退避スペースとしての広域避難場所 ……避難計画人口は約1万9千人にすぎない。<u>また、一時退避可能な大規模空地は荒川河川敷</u>しかなく、<u>地域住民の避難</u> 	<p>1. 北千住駅周辺地域における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針</p> <p>1-1 <u>都市安全確保促進計画</u>の意義・目標</p> <p>1-2 <u>都市安全確保促進計画</u>の作成及び実施体制 <u>都市安全確保促進計画</u>の作成実施については、足立区と北千住駅前滞留者対策推進協議会等が連携して行う。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>1-3 想定する被害シナリオ</p> <p>1-3-2 災害時に発生する事象と対策の方向性</p> <p>1-3-2-1 一時退避スペース（敷地内の空地等）に係る検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定される滞留者数 <u>平成24年度</u>に改定した足立区地域防災計画で……… 一時退避スペースとしての広域避難場所 ……避難計画人口は約1万9千人にすぎない。<u>また、地域住民の避難を考慮すると、駅周辺において、滞留者が退避でき</u>

も考慮すると、駅周辺において、滞留者が避難できるスペースはさらに限られる。

(削除)

1-3-2-2 一時滞在のための屋内空間に係る検証

北千住駅周辺には、学びびあ（足立区生涯学習振興公社）をはじめ、東京電機大学や、一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）東京研修センター、東京都立足立市場等の公的施設があり、災害時に一時滞在施設として活用することが期待される。

1-3-2-5 周辺道路や徒歩帰宅者等の情報収集に係る検証

(中略)

しかし、災害発生直後、自治体は十分な職員が確保できない中で、救出救護や要配慮者の安否確認、災害対策本部や避難所の設置等を行わなければならない、職員を現地に派遣し、…

2. 北千住駅周辺地域における滞行者等の安全の確保のために実施する事業及び事務

2-2 滞行者等の安全の確保を図るために必要な事務

2-2-1 事務の実施体制

- ・ 足立区と北千住駅前滞留者対策推進協議会が中心となって…

るスペースはさらに限られる。

北千住駅周辺には、荒川河川敷を除いて、一時退避可能な大規模空地がない。しかし北千住駅西口から約800mの地点には、旧千寿第六小学校跡地がある。この跡地は約7,500㎡あり、北千住駅周辺の滞留者が一時退避スペースを確保するには、この貴重な空地の有効活用が不可欠である。

1-3-2-2 一時滞在のための屋内空間に係る検証

北千住駅周辺には、学びびあ（足立区生涯学習振興公社）をはじめ、東京電機大学や、一般財団法人海外産業人材育成協会（HIDA）東京研修センター、東京都足立区都税事務所等の公的施設があり、災害時に一時滞在施設として活用することが期待される。

1-3-2-5 周辺道路や徒歩帰宅者等の情報収集に係る検証

(中略)

しかし、災害発生直後、自治体は十分な職員が確保できない中で、救出救護や要援護者の安否確認、災害対策本部や避難所の設置等を行わなければならない、職員を現地に派遣し、…

2. 北千住駅周辺地域における滞行者等の安全の確保のために実施する事業及び事務

2-2 滞行者等の安全の確保を図るために必要な事務

2-2-1 事務の実施体制

- ・ 北千住駅前滞留者対策推進協議会が核となって…

2-2-2 災害時に実施する事務の内容

番号	都市安全確保施設に係る事項			事業に係る事項		管理に係る事項				
	施設の名	種類	所有者	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理の内容	実施期間	
①～④	災害用電子看板	デジタルサイネージ	情報発信設備	足立区	足立区	災害情報・鉄道運行情報等の情報発信設備の整備	R1.4～R2.12	足立区	定期点検の実施	R3.4～
⑩～⑫	災害用定点カメラ	ネットワークカメラ	情報収集設備	足立区	足立区	交通状況等の情報共有と警備のための情報収集設備	H25.11～H28.3	足立区	定期点検の実施	H26.4～
⑳～㉑	帰宅困難者等対策用備蓄倉庫	備蓄倉庫		足立区	足立区	千住新橋南詰陸橋下に備蓄倉庫を設置	H25.11～H28.3	足立区	建築物のメンテナンス	H26.4～
㉒～㉓	災害用トイレ等の整備(マンホールトイレ・LED照明・防災井戸・トイレ用テント等資機材倉庫)	非常用トイレ		足立区	足立区	区立公園内に災害用トイレを設置	H25.11～H28.3	足立区	定期点検の実施	H26.4～

- 協議会は、従業員の一斉帰宅抑制、利用者保護等に当たる。

(中略)

- 高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児・外国人等の災害時要配慮者や、出張や旅行等による遠隔地からの来訪者を優先して、エリア内の一時滞在施設等へ誘導する。

2-3 滞在者等への安全の確保を図るために必要な事項

- 現地本部の設置、情報の収集と共有及び提供、避難誘導、備蓄品の配布についての訓練を年1回程度は行う。

3. その他防災性の向上のために必要な事項

- 千住エリアは、東京都が平成30年2月に公表した「地震に関する地域危険度測定調査(第8回)」で、危険度が高い地域が非常に多く、特に、火災危険度の高い地域が集中するため、滞留者の火災への巻き込まれ等の二次被害の防止に特に留意し、これまで以上に地域の防災力を高めていく必要がある。

2-2-2 災害時に実施する事務の内容

番号	都市安全確保施設に係る事項			事業に係る事項		管理に係る事項				
	施設の名	種類	所有者	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理の内容	実施期間	
①～④	災害用電子看板	デジタルサイネージ	情報発信設備	足立区	足立区	災害情報・鉄道運行情報等の情報発信設備の整備	H25.11～H27.3	足立区	定期点検の実施	H26.4～
⑩～⑫	災害用定点カメラ	ネットワークカメラ	情報収集設備	足立区	足立区	交通状況等の情報共有と警備のための情報収集設備	H25.11～H27.3	足立区	定期点検の実施	H26.4～
⑳～㉑	帰宅困難者等対策用備蓄倉庫	備蓄倉庫		足立区	足立区	千住新橋南詰陸橋下に備蓄倉庫を設置	H25.11～H26.3	足立区	建築物のメンテナンス	H26.4～
㉒～㉓	災害用トイレ等の整備(マンホールトイレ・LED照明・防災井戸・トイレ用テント等資機材倉庫)	非常用トイレ		足立区	足立区	区立公園内に災害用トイレを設置	H25.11～H27.3	足立区	定期点検の実施	H26.4～
㉔	防災広場の整備	一時避難場所		足立区	足立区	旧千寿第六小学校跡地に帰宅困難者等が一時避難できる防災機能を兼ね備えた広場の整備	H26.4～H28.3	足立区	清掃、設備のメンテナンス	H28.4～

- 協議会は、幹線道路沿いの主要交差点で避難誘導に当たる。

(中略)

- 高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児・外国人等の災害時要援護者や、出張や旅行等による遠隔地からの来訪者を優先して、エリア内の一時滞在施設等へ誘導する。

2-3 滞在者等への安全の確保を図るために必要な事項

- 現地本部の設置、情報の収集と共有及び提供、避難誘導、備蓄品の配布についての訓練を少なくとも年1回は行う。

3. その他防災性の向上のために必要な事項

- 千住エリアは、東京都が平成25年9月に公表した「地震に関する地域危険度測定調査(第7回)」で、危険度が高い地域が非常に多いとされ、これまで以上に地域の防災力を高めていく必要がある。

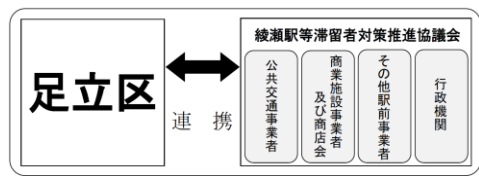
新旧対照表（綾瀬駅周辺地域 都市安全確保促進計画）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">綾瀬駅周辺地域 <u>エリア防災計画</u></p> <p>1. 綾瀬駅周辺地域における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針</p> <p>1-1 <u>エリア防災計画の意義・目標</u></p> <p>1-1-1 意義</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>さらに、帰宅困難者に対して、交通機関や周辺道路、一時滞在施設に関する情報等の提供ができず、避難誘導や食料・水の提供等の支援も迅速に行うことができなかった。</p> <p><u>綾瀬駅周辺では「綾瀬ゾーンのエリアデザイン計画」が策定され、2024年度末までに東駅前交通広場の整備を目標としているほか、旧こども家庭センター等跡地は、綾瀬小・東綾瀬中の仮説校舎利用が2024年度で終了し利活用が可能となるため、まちが大きく変わる機会を向かえる。それに伴い、綾瀬エリアにおける帰宅困難者対策を進める必要がある。</u></p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p style="text-align: center;">綾瀬駅周辺地域 都市安全確保促進計画</p> <p>1. 綾瀬駅周辺地域における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針</p> <p>1-1 <u>都市安全確保促進計画の意義・目標</u></p> <p>1-1-1 意義</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>さらに、帰宅困難者に対して、交通機関や周辺道路、一時滞在施設に関する情報等の提供ができず、避難誘導や食料・水の提供等の支援も迅速に行うことができなかった。</p> <p><u>平成30年には東京メトロ千代田線の北綾瀬木への直通運転が予定されており、環状7号線以北から鉄道利用が増えることが予測され、綾瀬エリアにおける帰宅困難者対策を早急に進める必要がある。</u></p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

1-2 エリア防災計画の作成及び実施体制

エリア防災計画の作成と実施については、足立区と綾瀬駅等滞留者対策推進協議会等が連携して行う。



1-3 想定する被害シナリオ

1-3-2 災害時に発生する事象と対策の方向性

1-3-2-2 一時滞在のための屋内空間に係る検証

綾瀬駅周辺には、東京武道館や都立城東職業能力開発センターがあり、災害時に一時滞在施設として活用することが期待される。今後、さらに退避スペースを確保するほか、一時滞在が可能なスペースを有する事業所との連携を一層進める必要がある。

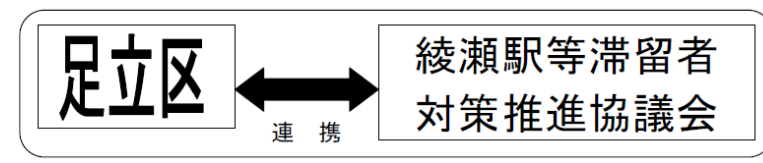
1-3-2-5 周辺道路や徒歩帰宅者の情報収集に係る検証

(中略)

しかし、災害発生直後、自治体は十分な職員が確保できない中で、救出救護や要配慮者の安否確認、災害対策本部や避難所の設置等を行わなければならない、職員を現地に派遣し、情報の収集等にあたらせることは難しいと考えられ、災害時の情報収集手段の検討が必要である。

1-2 都市安全確保促進計画の作成及び実施体制

都市安全確保促進計画の作成実施については、足立区と綾瀬駅等滞留者対策推進協議会等が連携して行う。



1-3 想定する被害シナリオ

1-3-2 災害時に発生する事象と対策の方向性

1-3-2-2 一時滞在のための屋内空間に係る検証

綾瀬駅周辺には、東京武道館があり、災害時に一時滞在施設として活用することが期待される。しかし、これらの施設のみでは、収容スペースは十分といえず、今後、さらに退避スペースを確保するほか、一時滞在が可能なスペースを有する事業所との連携を一層進める必要がある。

1-3-2-5 周辺道路や徒歩帰宅者の情報収集に係る検証

(中略)

しかし、災害発生直後、自治体は十分な職員が確保できない中で、救出救護や要援護者の安否確認、災害対策本部や避難所の設置等を行わなければならない、職員を現地に派遣し、情報の収集等にあたらせることは難しいと考えられ、災害時の情報収集手段の検討が必要である。

2. 綾瀬駅周辺地域における滞在者等の安全の確保のために実施する事業及び事務

2-2 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務

2-2-1 事務の実施体制

- ・ 足立区と綾瀬駅等滞留者対策推進協議会が中心となって…

2-2-2 災害時に実施する事務の内容

番号	都市安全確保施設に係る事項			事業に係る事項			管理に係る事項			
	施設の種類	種類	所有者	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理の内容	実施期間	
①～⑤	災害用電子看板	デジタルサイネージ	情報発信設備	足立区	足立区	災害情報・鉄道運行情報等の情報発信設備の整備	R1.4～R2.12	足立区	定期点検の実施	R3.4～
⑥～⑧	災害用定点カメラ	ネットワークカメラ	情報収集設備	足立区	足立区	交通状況等の情報共有と警備のための情報収集設備	H27.2～3	足立区	定期点検の実施	H27.4～
⑨	帰宅困難者等対策用備蓄倉庫		備蓄倉庫	足立区	足立区	千住新橋南詰陸橋下に備蓄倉庫を設置	H27.2～3	足立区	建築物のメンテナンス	H27.4～
⑩～⑪	災害用トイレ等の整備（マンホールトイレ・LED照明・防災井戸・トイレ用テント等資機材倉庫）		非常用トイレ	足立区	足立区	区立公園内に災害用トイレを設置	H27.2～H28.3	足立区	定期点検の実施	H27.4～

- ・ 協議会は、従業員の一斉帰宅抑制、利用者保護等に当たる。

2-3 滞在者等への安全の確保を図るために必要な事項

- ・ 現地本部の設置、情報の収集と共有及び提供、避難誘導、備蓄品の配布についての訓練を年1回程度は行う。

3. その他防災性の向上のために必要な事項

- ・ 令和3年度には綾瀬駅周辺の「綾瀬ゾーンのエリアデザイン計画」が策定され、今後まちが大きく変わる機会を向かえる。また、本事業による防災力向上と組み合わせることにより、更なる街の賑わい創出につながるよう検討を進めていく。

2. 綾瀬駅周辺地域における滞在者等の安全の確保のために実施する事業及び事務

2-2 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務

2-2-1 事務の実施体制

- ・ 綾瀬駅等滞留者対策推進協議会が核となって…

2-2-2 災害時に実施する事務の内容

施設の種類	都市安全確保施設に係る事項			事業に係る事項			管理に係る事項		
	種類	所有者	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理の内容	実施期間	
災害用電子看板（デジタルサイネージ）	情報発信設備	足立区	足立区	災害情報・鉄道運行情報等の情報発信設備の整備	H27.2～3	足立区	定期点検の実施	H27.4～	
災害用定点カメラ（ネットワークカメラ）	情報収集設備	足立区	足立区	交通状況等の情報共有と警備のための情報収集設備	H27.2～3	足立区	定期点検の実施	H27.4～	
帰宅困難者等対策用備蓄倉庫	備蓄倉庫	足立区	足立区	区立公園内に備蓄倉庫を設置	H27.2～3	足立区	建築物のメンテナンス	H27.4～	
災害用トイレの整備（マンホールトイレ・LED照明・防災井戸・トイレ用テント等資機材倉庫）	非常用トイレ	足立区	足立区	区立公園内に災害用トイレ等設置	H27.2～H28.3	足立区	定期点検の実施	H28.4～	

2-3 滞在者等への安全の確保を図るために必要な事項

- ・ 現地本部の設置、情報の収集と共有及び提供、避難誘導、備蓄品の配布についての訓練を少なくとも年1回は行う。

3. その他防災性の向上のために必要な事項



- ・ 平成30年度には北綾瀬駅への千代田線の直通運転が始まる予定であり、綾瀬エリア内や周辺地域における交通利便性が高まる。また、綾瀬駅周辺では、公共施設用地を活用し、綾瀬駅周辺の活性化を図ることも検討されており、本事業による防災力向上と組み合わせることにより、更なる町の賑わい創出につながるよう検討を進めていく。

令和4年度以降の活動予定

別紙4

□ 当面の目標

北千住ルール・綾瀬ルール実践のための行動指針に基づく活動を訓練、検証する。

時期	令和4年11月11日 (第2回協議会)	令和5年2月3日 (第3回協議会)	令和5年度
手法	図上訓練		実動訓練
	意見交換方式	ロールプレイング方式	東京都と合同
	 <p data-bbox="405 1249 927 1366">災害時のイメージアップ、顔合わせ</p>	 <p data-bbox="972 1249 1503 1430">具体的なシナリオに基づき、各協議会員の活動をシミュレーション</p>	 <p data-bbox="1538 1249 2069 1430">一斉帰宅抑制、滞留者の避難誘導、一時滞在施設の開設など</p>

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和4年10月14日

件名	防災備蓄（食糧）の購入について
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課
内容	<p>防災備蓄の配備についての検討状況を、以下のとおり報告する。</p> <p>1 防災備蓄（食糧）の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>区は1日分を備蓄し、都は2日分を備蓄し、4日目以降は全国からの物資支援で対応していくことになっている。</u> ・ 配備している食糧品目（アルファ化米、クラッカー）はすべて保存期間5年で揃えており、物品管理を簡易化している。 ・ 食糧品目は、最低1年の保存期限を残して入替を行っている。 ・ 現在約54万食（18万人の1日分）以上を備蓄しており、令和4年度は約11万6千食を入れ替え対象としている。 <p>2 今年度の食糧品の購入について</p> <p>(1) 小中学校等の避難所備蓄（分散備蓄）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スペースが限られることからアルファ化米及びクラッカーの配備を、現行のまま入れ替え購入を続ける。 <p>※ レトルト食品（リゾット）は、既存配備のアルファ化米と比べ、容積が1.25倍になり、入れ替えた場合既存数量の備蓄スペースの確保が困難。</p> <p>(2) 区内7か所の災害備蓄倉庫（拠点倉庫備蓄）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都より2日目以降の食糧配送が遅れた場合に備えて、1万食を追加配備で購入し、備蓄食糧不足となった避難所に分配する。 ・ 追加配備分は、選択肢を増やすため現行配備のアルファ化米等とは別に、水を使わずに食すこともできるリゾット等のレトルト食品を今回の入れ替えとは別に配備する。 <p>3 今後の予定</p> <p>追加配備分は、新たな備蓄食糧の整備として今年度中をめどに導入を行う。今後も引き続き、新製品を含め配備品目の検討を続けていく。</p>
問題点 今後の方針	再活用については、町会自治会など避難所運営に携わる方々やフードパントリー等と相談しながら、配布をおこなっていく。

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和4年10月14日

件名	【追加】旧入谷南小学校跡地に係る災害対策拠点施設の整備について																										
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課、総務部 資産管理課、資産活用担当課 地域のちから推進部 地域調整課、スポーツ振興課 道路公園整備室 パークイノベーション推進課																										
内容	<p>災害対策拠点施設の整備について、災害・オウム対策調査特別委員会への報告に向け調整を図ってきたが、丁寧な地元対応が必要と考え、今後のスケジュールを報告する。</p> <p>1 今後のスケジュールについて（予定）</p> <table border="1" data-bbox="344 719 1394 1055"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年 9月 10月</td> <td>地元団体との意見交換</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>災害・オウム対策調査特別委員会への報告</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>近隣住民説明会の開催</td> </tr> <tr> <td>令和5年 1月</td> <td>活用方針の決定</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 近隣住民説明会の実施結果について</p> <p>(1) 開催日及び参加者数</p> <table border="1" data-bbox="400 1189 1386 1476"> <thead> <tr> <th>実施回</th> <th>開催日</th> <th>会 場</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>令和4年5月25日(水)</td> <td>入谷中学校 体育館</td> <td>26人</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>令和4年5月28日(土)</td> <td>入谷中学校 体育館</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td>46人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 説明会内容 旧入谷南小学校跡地活用に向けた活用方針（案）及びスケジュール</p> <p>(3) 主な質疑について（民間事業者を活用した場合）</p> <p>Q1：構想案では公設公営による手法であったが、民間事業者による建設の方針へ変更となった経緯を伺いたい。</p> <p>A1：複数の民間事業者から、区の施設規模は縮小となるが、建設費用を抑えて建設工期も短縮できるとの提案があった。実際に提案の可能性について事業者へヒアリングを実施し、区が想定する災害対策拠点施設が設置できることが確認できたため、民間事業者による建設の方針を検討することとした。</p>	年 度	内 容	令和4年 9月 10月	地元団体との意見交換	11月	災害・オウム対策調査特別委員会への報告	12月	近隣住民説明会の開催	令和5年 1月	活用方針の決定	実施回	開催日	会 場	参加者数	第1回	令和4年5月25日(水)	入谷中学校 体育館	26人	第2回	令和4年5月28日(土)	入谷中学校 体育館	20人	合 計			46人
年 度	内 容																										
令和4年 9月 10月	地元団体との意見交換																										
11月	災害・オウム対策調査特別委員会への報告																										
12月	近隣住民説明会の開催																										
令和5年 1月	活用方針の決定																										
実施回	開催日	会 場	参加者数																								
第1回	令和4年5月25日(水)	入谷中学校 体育館	26人																								
第2回	令和4年5月28日(土)	入谷中学校 体育館	20人																								
合 計			46人																								

Q 2 : 区と民間事業者のどちらが災害対策拠点施設の建設や運営を行う方針なのか。

A 2 : 災害対策拠点施設は民間事業者が建設し、区がその拠点施設を取得する。平時の運営については、区の運営となるが、鍵の貸し出し管理等の一部業務を事業者に委託する想定である。

Q 3 : 施設のイメージは構想案から抜本的に変更となるのか。

A 3 : 災害対策拠点施設の延床面積は当初の15,000㎡から5,400㎡に縮小するが、構想案で示した跡地活用の基本的な考え方※は変更しない方針である。

※ 跡地活用の基本的な考え方

ア 大規模災害の発生に備えた災害拠点機能

イ 本庁舎が災害により甚大な被害をこうむった場合の代替施設機能

ウ 区有施設の更新時等に必要となる保管用倉庫機能

エ 地域から求められる諸機能

オ 舎人一号公園との連携機能

Q 4 : 災害対策拠点施設には避難所機能が想定されているのか。

A 4 : 旧入谷南小学校における避難者想定数は、入谷中学校及び入谷南中学校など周辺の避難所に分散して受け入れ可能と考えており、現在のところ避難所機能の設置は想定していない。

Q 5 : 災害対策拠点施設内に地域へ開放する会議室等は整備されるのか。

A 5 : 災害対策拠点施設内に設ける施設を貸会議室や運動できるスペースとして、貸し出し方法等も含め、地域の皆様にご意見を伺いながら決定していく。

Q 6 : 事業者の決定後、再度同様な説明会を開催する予定はあるのか。

A 6 : 適宜、意見交換の機会は設定させていただく予定である。



	<p>参考 これまでの経緯</p> <p>昭和57年 3月 学校建設竣工</p> <p>平成13年 3月 学校統合により廃校。以降、KITクラブ21や地域団体などの利用をはじめ、学校施設管理課が管理する倉庫として利用を継続</p> <p>平成30年 8月 体育館天井から仕上げ材が剥落し、体育館の利用停止</p> <p>令和 元年12月 校舎解体工事着手</p> <p>令和 3年 2月 基本構想（案）の策定</p> <p>令和 3年 3月 校舎解体工事完了</p> <p>令和 4年 3月 サウンディング型市場調査を実施</p> <p>令和 4年 4月 サウンディング型市場調査の結果公表 舎人地区町会自治会連絡協議会へ説明</p> <p>令和 4年 5月 近隣住民説明会の実施</p> <p>令和 4年 6月 地元団体との意見交換</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>地域住民や議会へ丁寧に説明し、ご理解をいただきながら進めていく。</p>

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和4年10月14日

件名	【追加】区施設における放射線量低減対策（地中埋設）を行った箇所の再測定について																	
所管部課名	危機管理部 危機管理課、環境部 生活環境保全課																	
内容	<p>東日本大震災の原発事故の影響により局所的に放射線量が区の指標値(※)以上となった地点について、区では清掃、砂や土の除去、地中埋設等の低減対策を実施してきた。今回、区民への安心情報提供のため、過去に低減対策を行った地点の空間放射線量の再測定を以下のとおり実施する。</p> <p>※ 区の指標値：地上50センチメートルで毎時0.25マイクロシーベルト又は、高さを問わず毎時1マイクロシーベルト</p> <p>1 測定施設数</p> <table border="1" data-bbox="432 898 1402 1205"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>64</td> <td rowspan="2">統合校、廃校を含む</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>14</td> <td>児童遊園を含む</td> </tr> <tr> <td>保育園</td> <td>5</td> <td>公設民営園、私立園を含む</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>113</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 測定箇所 (1) 汚染土を地中埋設した地点 (2) 区の指標値を超えた地点</p> <p>3 測定方法 (1) シンチレーション式サーベイメーター（ガンマ線用）を使用する。 (2) 地上5、50、100cmの3種類の高さで測定する。 (3) 1回30秒の測定を5回繰り返した平均を測定値とする。</p> <p>4 測定期間 令和4年9月21日～令和4年12月9日（予定）</p> <p>5 結果の公表 調査結果が出たところからホームページ上で段階的に公表する。</p>	施設名	施設数	備考	小学校	64	統合校、廃校を含む	中学校	30	公園	14	児童遊園を含む	保育園	5	公設民営園、私立園を含む	合計	113	
施設名	施設数	備考																
小学校	64	統合校、廃校を含む																
中学校	30																	
公園	14	児童遊園を含む																
保育園	5	公設民営園、私立園を含む																
合計	113																	
問題点 今後の方針																		